

令和6年度

志免町住民活動団体 育成支援助成金募集要項



《申請書提出締切》

令和6年2月29日（木） 17:00【必着】

※ 今回の募集は、令和6年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするために、予算成立前に募集の手続きを行うものです。令和6年度当初予算において本事業が成立しなかったとき、又は変更になったときは、助成の内容に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

〈お申し込み・お問い合わせ先〉

志免町役場 まちの魅力推進課 地域づくり係

〒811-2292 糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号

TEL : 092-935-1853 Eメール : chiiki@town.shime.fukuoka.jp

申請される方・検討されている方は、まちづくり支援室にご相談ください。

【目次】

- I 住民活動団体育成支援助成金とは・・・ 3 p
- II 制度の概要・・・ 3～4 p
- III 申請から実施まで・・・ 5～7 p

ご存知ですか？まちづくり支援室

「志免町まちづくり支援室」は、住民活動団体の自立を支援し、志免町と町民の皆さんとで協働したまちづくりをすすめるために設置された施設です。団体運営に関する疑問や悩みなどがありましたら、いつでもご相談ください。

■ お問い合わせ先

〒811-2244

福岡県糟屋郡志免町志免中央 1 - 3 - 2

(生涯学習 1 号館内)

TEL : 092-936-8626

FAX : 092-936-8626

E-mail : collabo@town.shime.fukuoka.jp

FB : <https://www.facebook.com/collabo.shime>

団体の活動をサポート！申請の検討から企画までご相談ください。

I 住民活動団体育成助成金とは

志免町住民活動団体育成支援助成金は、自主的・主体的に住民活動を始めた初期段階の住民団体を対象に、団体の環境整備や活動を支援するために交付します。団体の活動を支援することで、団体を育成し町内における住民活動の活性化を目指しています。

II 制度の概要

1. 助成金の申請ができる団体

以下の項目をすべて満たす団体が応募できます。

- 設立から3年以内で、主に町内において、自主的・自発的に運営をおこなっていること
- 団体会員数が5人以上で、その3分の2以上が町内に在住、在勤又は在学していること
- 当年度において、この助成金を受けている団体と、2分の1以上同一の会員でないこと
- 誓約書（提出書類 様式第4号）に記載された内容に該当すること
- 設立趣旨や活動内容が、助成の対象として不適当な団体でないこと

2. 助成の対象となる事業・活動

令和6年度中（2025年3月31日まで）に実施し、かつその期間の事業報告ができる事業・活動で、以下の項目をすべて満たす必要があります。

- 町民の福祉の向上又は公益性を有する事業・活動
- 団体の特性を生かした事業・活動
- 継続的な活動が見込まれる事業・活動
- 他の補助金又は交付金の交付を受けていない事業・活動
- 法令等に抵触しない事業・活動
- 宗教、政治又は営利を目的とした事業・活動でないこと
- 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業・活動でないこと
- 地区住民の交流会等の親睦的な事業・活動でないこと
- 公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業・活動でないこと

3. 助成金の額

助成金は、町の補助金交付基準に基づき、事業実施に必要な経費のうち、助成の対象となる経費の2分の1を助成し、その上限額は5万円となります。

助成上限額	助成率
5万円	対象経費の2分の1

※助成金の交付は、当該年度において1団体につき1回で、通算3回を上限とします。

4. 対象経費・対象外経費

事業に直接要する、必要不可欠な経費が対象です。同じ経費であっても補助対象となる部分とない部分があります。詳しくはお問合せください。※実績報告には、領収書の添付が必要です。

<対象経費>

原材料費	塗料や木材などの原材料
旅費	講師の交通費や宿泊費
通信運搬費	郵便料、宅配便代
燃料費	ガソリン代、灯油代
保険料	講師や参加者に対する保険料
報償費	講師謝金など（団体の会員に対するものは除きます）
使用料・賃借料	会場や会議室の使用料、車や機械の借上料、駐車場代など
印刷製本費	チラシ、ポスター、パンフレットの作成 必要な資料等を作成するためのコピー代
消耗品費	用紙、文房具、書籍、トナー、その他事務用品の購入費 ただし、参加者等への配布を目的とした購入を除きます

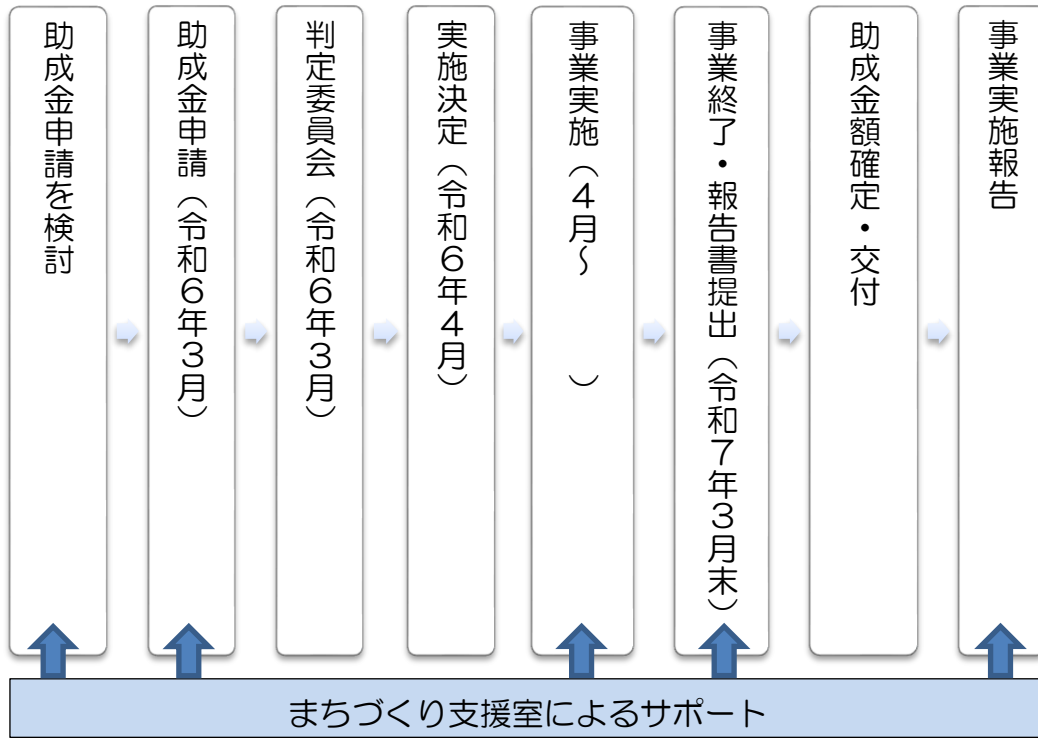
<対象外経費の例>

人件費	団体の会員の人件費
食糧費	弁当、飲料などの飲食料品、調理実習の食材等
備品購入費	概ね1万円以上で比較的長期にわたり使用できる物品の購入
その他	団体の恒常的な運営経費（事務所賃借料・光熱水費など）

Ⅲ 申請から実施まで

1. スケジュール

継続して活動できる団体を目標に、申請検討段階から、団体運営・予算や計画の立て方・申請書の書き方など、まちづくり支援室がサポートします。



2. 提出書類

令和6年2月29日(木)午後5時までにまちの魅力推進課地域づくり係へ下記書類をご提出ください。

- ①志免町住民活動団体育成支援助成金交付申請書 (様式第1号)
- ②申請する事業の事業計画書 (様式第2号)
- ③申請する事業の収支予算書
- ④団体に関する調書 (様式第3号)
- ⑤団体の会員名簿
- ⑥団体の定款、規約、会則 (またはこれに代わるもの)
- ⑦団体の前年度事業報告書 (またはこれに代わるもの)
- ⑧団体の前年度決算書類一式 (またはこれに代わるもの)
- ⑨誓約書 (様式第4号)
- ⑩その他

※提出書類は、まちの魅力推進課及びまちづくり支援室で配布しています。町ホームページからもダウンロードできます。

3. 審査

審査は、有識者や一般公募住民等で構成される住民活動団体助成金交付判定委員会において、次の判定項目・採点基準に基づいて行われます。

判定項目	採点基準	点数
公益性	事業は不特定かつ多数の者の利益（＝公益）につながる取り組みになっているか。団体自体の目的や事業との整合性はあるか。	5点
事業実現性	実現可能な事業計画になっているか。 収支計画は妥当か。費用の積算根拠は詳細かつ具体的か。	5点
事業効果性	事業に取り組むことで、課題解決の効果が得られる事業計画となっているか。	5点
育成効果性	事業への取り組みを通じて、団体としての成長が期待できる計画となっているか。	5点
継続性	事業終了後も自立した活動として、団体の継続した取り組みが期待できるか。	5点
団体の熱意	取り組む事業や団体の成長に関する熱意があるか。住民活動に対する理解があるか。	5点
合計		30点

4. 採択・不採択の決定

判定委員会は、審査結果を町長に報告し、町長が助成団体を採択・決定し、助成金交付決定（又は却下）通知書で結果をお知らせします。

5. 補助金交付の手続き等

交付決定後、経費の配分を変更する場合、活動を中止又は廃止する場合は、事前に事業・活動の変更等申請を行う必要があります。この申請が遅れますと、交付決定が取消しになりますので、速やかにご提出ください。また、スケジュールが計画より大きく遅れそうな場合、内容等に大きな変更が生じる場合、事業が困難になった場合等は、速やかにまちの魅力推進課へご相談ください。

助成金は、原則として事業終了後の交付ですが、やむを得ず事前に必要となる場合には、まちの魅力推進課へ相談の上、申請を行ってください。志免町補助金交付規則に基づき、助成金交付決定額の2分の1を上限に事前に交付できる場合があります。

事業終了後、実績を報告していただき、助成金交付額を確定した後、助成金を交付します。また、活動内容については、報告をしていただく場を設けます。

6. その他

- 事業の実施・活動期間における資料は各団体において5年間保管してください。
- 各団体から申請され、決定された全ての事業・活動内容は、町ホームページにて公表します。また、審査結果及び理由、事業の実施・報告内容及び団体の情報等についても、個人情報に関するものを除き、原則公表します。
- 事業実施・活動を通して知り得た個人情報については、取扱いに十分ご注意ください。